

令和3年度第12回松江市教育委員会会議議事録

日時：令和4年2月15日（火）16：00～

場所：教育委員会室

出席委員：藤原教育長、多々納委員、金津委員、原田委員、塩川委員

事務局出席者：寺本副教育長、成相副教育長、教育総務課長、女子高校長、女子高事務長
学校管理課長、学校教育課長、生徒指導推進室長、発達・教育相談支援センター所長、学校給食課長、生涯学習課長、中央図書館事務局長
子育て部次長（子育て政策課長）

1 開会宣言（藤原教育長）

○藤原教育長

本日の会議は報告が2件、議案が4件、その他報告が3件となっている。案件が多いため、円滑な議事の進行に努めてまいりたいと思う。どうぞよろしくお願いしたいと思う。

本日は、非公開に該当する案件はないと聞いているが、事務局、それでよろしいか。

○事務局

その通りである。

○藤原教育長

それでは、会議規則第2条に基づき、本日の委員会はすべて公開とする。

また、本日も新型コロナウイルス感染症防止対策のため、必要な措置を講じた上で開催する。出席者については、説明者など、必要最小限の人数での対応とすることになっているため、御理解をいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

2 会議録の確認（令和3年度第10回）

…………意見・修正なし…………

3 会議録署名者の指名（塩川委員、金津委員）

4 報告【2件】

○藤原教育長

本日、報告が2件提出されている。

それでは、事務局より説明をお願いします。

【報告第17号 松江市教育委員会表彰の決定について】

○生涯学習課長

1 ページ目、報告第17号松江市教育委員会表彰の決定について報告する。

これは松江市教育委員会表彰規定に基づき、今年度の松江市公民館運営協議会会長と松江市公民館職員の被表彰候補者を決定したため報告する。

2 ページに被表彰者の一覧を載せている。この表彰は規定に基づき行うもので、公民館運営協議会会長については勤務年数が12年以上、公民館職員については勤務年数15年以上で、いずれも功績が顕著な方が対象となる。

今年度の該当者は、運営協議会会長は1名、職員は5名で、それぞれ各地区の運営協議会会長から推薦をいただき、令和4年1月17日の審査委員会での審査を経て、その後、教育長決裁にて決定をしている。なお、表彰伝達式は、3月末に予定をしている公民館運営協議会会長、並びに公民館長合同会議の際に執り行うこととしている。

報告は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第17号については以上とする。

【報告第18号 「いじめ問題への学校の取組状況について」】

○生徒指導推進室長

8 ページを御覧いただきたい。この学校の取組状況については、いじめ問題対策連絡協議会の委員の意見を踏まえ、8 ページの別紙に調査結果の概要、また、別紙の資料として、資料1-1 から1-3 を用意している。8 ページの別紙を基に説明をさせてい

ただ。

今年度、大きく調査方法の変更をしている。評価の変更点は3点あり、1点目は、評価を全教職員の5段階評価から平均値の評価とした。2点目に、良かった取組や課題の記述を上位に絞って報告することとした。そして3点目として、毎学期評価を実施していたものを2学期に評価を実施し、3学期には次年度に向けた改善策を協議するというので、教職員の負担軽減も含めて調査の報告を変更している。

これに基づき、調査結果をグラフとして表したものが資料1-2の棒グラフである。令和3年度については、斜め線になったところが令和3年度の結果である。上段が小学校、下段が中学校となるが、今回の平均値は過去2年と比較しても全体的に下がっている。これは先ほど説明したように調査方法を変更し、教職員一人一人の意見をしっかりと反映した結果と捉えている。

上段の小学校では、6番のいじめの四層構造を理解した指導、8番のいじめ対応後の継続した見守りの項目が低い状況にある。中学校では、小学校と同様に6番と、また、7番のいじめ対応における保護者との連携・説明も低い結果となった。

また、全体的に9番の学校・学級便り等、地域に積極的に情報発信と10番のいじめにかかわる研修については、例年、評価が全体の中で低い状況となっている。

加えて、各学校から提出された記述をまとめたものを資料1-3にまとめている。なお、お手元の資料には、各項目別に報告が多かったものを赤字で記させていただいているが、その上位3つをまとめたものが別紙の8ページに載せたところである。

小中学校、皆美が丘女子高等学校ともに良かった取組としては、迅速な情報共有であり、校内体制による組織的な対応が実施できたと評価をしている。

一方、次年度に向けての課題・改善点については、小・中・皆美が丘女子高等学校ともに、校内研修会の充実や校外研修への積極的な参加が多い状況になっている。特にこの課題については、今年度は新型コロナウイルス感染症対策により、十分な時間を確保しての研修が難しい現状もあった。その中で、生徒指導推進室としては、本年度、島根県弁護士会から弁護士を招いての管理職研修であるとか、高知市より講師をお招きして、ホワイトボードを活用したブリーフミーティングという新しい研修の手法についても、積極的に研修を開催したところである。

今後もいじめ問題の対応については、この評価結果を受け、学校で改善点を協議しながら、教育委員会としても、学校ですぐに生かしていける研修を充実させて対応を

進めてまいりたいと考えている。

報告は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

○原田委員

分かりやすくまとめていただき感謝する。小学校と中学校は全部で何校あるのか。

○多々納委員

小学校は何校か。

○生徒指導推進室長

全部で 49 校。小学校 32 校、中学校 15 校（両方とも大野原分校を入れた数）、義務教育学校 2 校である。

○原田委員

このアンケートもそこも入っているということか。

○生徒指導推進室長

全小中学校、義務教育学校を入れたものである。

○藤原教育長

よろしいか。

○原田委員

感謝する。どのくらいの割合なのかと思って。30 校のうち 20 校や 18 校という割合ということであるため、ほぼほぼこのように思われているという感じで受け取ってよろしいか。

○生徒指導推進室長

委員御指摘の通り、学校数が多いところは、やはりそういった実情や現状の課題を把握しているという状況にあると思っている。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○塩川委員

先ほどの報告の通り、今年度、調査方法の変更があったとのことである。学校現場の負担軽減にもつながり、なおかつ次年度への取組・改善策を練る時間もつくっていただき、より効果的なものになっていくのではないかと思う。

また、調査方法が変わったということなので、今後は調査の経年変化等を分析しながら、いじめのない学校に取り組んでいただきたいと思います。

それから課題として、校内研修がなかなかということであった。外部から講師を招いての研修会があるとのことだが、コロナ禍の状況において外部からなかなか参加することは難しいと思うのだが、学校現場が「参観しても良い」ということがあれば参加してみたいという気持ちもあるので、可能であれば御案内していただければ喜ぶ。

以上である。

○藤原教育長

室長、それは可能性としてはあるのか。

○生徒指導推進室長

研修会場については、現在、コロナ対策ということで、収容人数の規定があるため、少ない人数であっても広い会場を確保して実施している。十分に御参加いただけたところがあるのではないかと考えているため、ぜひ機会を捉えて御案内をさせていただきたいと思う。

○藤原教育長

それでは、しっかり案内を出すようにしていただければと思う。よろしくお願ひす

る。

ほかに何かあるか。

○金津委員

このいじめに関する研修というのは、どういうところが主催されるのか。

○生徒指導推進室長

いじめの研修については、我々生徒指導推進室が所管をして実施している。今回、管理職研修会も島根県弁護士会様と御協力いただいて、いじめの重大事態における対応であるとか、いじめの学校対応において気をつけることなど、具体的実践に基づいた研修を弁護士の立場からの御意見も踏まえて御指導いただいたところである。

以上である。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○多々納委員

学校教育におけるいじめ問題というのは、非常に重要課題である。指導される先生方の立場から、このように詳細なアンケート結果をお知らせくださって、非常に良く理解できるものだと思う。

また、アンケート方法も、今までのやり方を振り返って、結果をすぐに生かせるような形で改善してくださっている。塩川委員も先ほどおっしゃったように、このデータをこれから積み上げていくと、もっと参考になるのではないかという気がした。

そういう中で、いじめに対する課題意識を常に持って研修会に積極的に参加することを、多くの先生方、学校で次の課題ということにしておられる。ぜひこれに積極的に応えていただき、全員が研修に参加できるような、「自分たちはもっと研修したい」というその気持ちを表したのに「研修がない」では、先生方の気持ちに応えることができないし、また、その効果を上げることもできないため、ぜひ内容や方法をいろいろ工夫していただいて、先生方が全員参加できるような感じで研修を実施していただきたいと思う。

その中には、アンケート項目でいえば6番や7番や8番などに関する内容も含めていただくような、そういう研修をぜひお願いしたいと思う。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○原田委員

研修会については、最近はPTA連合会の保護者向けの研修もオンラインで開催ということで、大変多くの方が簡単に見られるようになっている。オンラインを活用していただくと、先生方も時間が取られずに済むなど、研修に参加しやすくなるのではないと思う。ぜひそちらの方向でも検討をよろしくお願いします。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

………質問・意見なし………

いずれにしても学ぶことは大切であるが、どれだけ実践につながるかというところだと思っており、初動が大切ということは間違いのないため、その対応を各学校で確実にできるように、そこは徹底を図ってもらいたい。よろしくお願いしますと思う。

それでは、報告第18号については以上とする。

5 議事【議案4件】

○藤原教育長

本日、議案が4件提出されている。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【議第24号 令和3年度松江市一般会計補正予算（第11号）（教育予算）の調製依頼について】

○教育総務課長

議案は9ページからとなる。令和3年度松江市一般会計補正予算（第11号）（教育予算）について、松江市長に調製依頼するものである。

この度の調製依頼する補正予算であるが、国の令和3年度補正予算（第1号）に呼応し、令和4年度で執行を計画していた事業を前倒しして実施するものが主な内容となっている。

別に配布をしているA3縦の資料、こちらを用いて補正予算の主なものを説明したいと思うため、A3縦長の資料を準備いただきたいと思います。

この資料については、議案の11ページから17ページに記載の事業のうち主なものを抜粋し、項目別にまとめたもので、歳出の下段にその事業に活用できる特定財源である歳入を記載している。

なお、歳出の財源は、特定財源と市税などの一般財源の2つからなっているため、歳出額の補正額と下段の歳入額の補正額とは、特定財源のみで事業を実施する場合を除き一致しない。特定財源のみで事業をやる場合には、歳出の補正額と歳入の補正額がイコールになるが、それ以外については一致していないため、よろしく願いをしたいと思う。

それでは、説明に入らせていただく。まず、1番目の国の令和3年度補正予算（第1号）に呼応するもの。(1)として、児童クラブに関するものについてである。歳出No.の1番、放課後児童健全育成事業費については、2つの分室を1箇所に集約し、適正な環境を整えるため、持田第2児童クラブの建設を行うもので、その特定財源はその下段にあるNo.1の国庫補助金、それから12番目の県補助金、No.19の市債である。

その下になるが、(2)学校等の空調設備改修に関するものについてである。歳出No.の9番、空調改修事業費であるが、内中原小、大庭小の職員室や保健室などの老朽化した既存の空調を更新するものである。その特定財源については、その下にあるNo.2番が国庫補助金、No.20番が市債である。

その下になるが、No.13の空調改修事業費であるが、こちらは島根中の会議室や職員室などの既存の空調の更新。

それから、その下のところの歳出の14番、特別教室空調設備整備事業費は、令和3年度から5ヵ年の計画で特別教室に空調設備を整備するもので、三中、四中、湖東中の特別教室に空調を整備するもの。

その下の歳出番号18番、幼稚園空調設備整備事業費は、古志原幼稚園の保育室や職員室などの老朽化した既存の空調を更新するもの。

それから、その下の歳出番号の25番、26番については学校給食施設整備費。西学

校給食センターの揚げ室、東出雲学校給食センターの下処理室や調理室などの老朽化した空調を更新するもので、特定財源については、それぞれの歳出番号の下に記載している国庫補助金と市債である。

それから、その下の(3) 学校の大規模改修に関するものについてである。歳出番号の10 番、それから15 番の学校施設の環境改善は、小学校については古志原小学校、中学校については湖南中学校、こちらの校舎の大規模改修を行うもので、4 期にわたり分割計画をしている最終の工期となる。特定財源は記載の通り、国庫補助金と市債である。

今、説明をした(1) から(3) については、令和4 年度に計画をしていた事業であり、国の補正予算に呼応して、令和3 年度に前倒しをして、令和4 年度に予算を繰り越して事業を実施するものである。

その下、(4) ICT の推進に関するものである。歳出番号のNo.6、ICT 活用教育推進事業費。こちらはオンライン授業等を円滑に実施するため、移動用無線 LAN・アクセスポイントを各校に整備するもので、特定財源は記載の通り国庫補助金である。

その下、(5) コロナ感染症対策に関するものである。学校における教育活動を継続するため、感染症対策に関わる消耗品や備品の購入等を行うもので、歳出番号の8 番が小学校、12 番が中学校、17 番が高等学校分で、特定財源は記載の通り国庫補助金である。こちらの(4) と(5) についても先ほど同様、令和4 年度に予算を繰り越して事業を実施するものである。

その下、2 番目に移る。施設の管理運営に関するものである。(1) の学校についてである。No.の7 番、11 番に記載の一般管理費。7 番が小学校費、11 番が中学校費となるが、電気やガスなどの光熱水費の単価高騰や使用料の増加見込みに伴うものである。

その下、(2) 公民館についてである。歳出番号の20 番、文化振興基金積立金。それからNo.21 番、公民館管理運営費については、歳入の番号の17 番、ふるさと指定寄附金を活用して基金の積立て及び玉湯公民館の緞帳の整備を行うものである。

その下、(3) 総合文化センターについてである。歳出番号22 番、総合文化センター運営費は、コロナ感染症の影響による利用料収入の減に伴う指定管理料の増額である。

その下、3 番目のその他である。(1) 人件費についてである。期末手当の支給率の変更や時間外勤務手当等の増減によるものである。なお、歳出のところが4 番、16 番、19 番、24 番それぞれ分かれているが、これは事務局費、高等学校費、社会教育費、保

健体育費という4つの仕訳になっている。

それから、(2)の返還金である。児童クラブ建設工事に関する令和2年度の国の交付金の減額確定に伴い、返還を行うものである。

その下、(3)土地売却についてである。旧南学校給食センターの土地の購入が入札不調となり、減額をするものである。改めて来年度で売却をしたいと考えている。

説明は以上である。よろしく願います。

○藤原教育長

説明が終わった。いつもの資料に加え、A3縦書きの資料をつくってみた。どうすれば分かりやすくなるかと思って努力はしているが、まだ改善の余地がありそうな気がする。

先ほどあったように、例えば、この表の一番上の児童クラブに関するものというのは、持田の第2児童クラブを建てるのに5,282万9,000円かかる。そのうち国から補助金ということで4,390万4,000円もらう。そして県からも439万円もらえる。残りは市債という、いわゆる借金を充てるのだが、それで借金を何%充てられるかというのもルールがあり、更に足りない部分を松江市の一般財源で出しているということである。大きく言うと国・県・借金・市が出すお金ということで歳出というのは構成されているため、そのように御理解をいただければ良い。

例えば、2の施設の管理運営に関するものの(2)公民館で、文化振興基金に10万円積み立てて、玉湯公民館の緞帳に330万円かかる。これは全部ふるさと指定寄附で340万円全部賄っているため、市は手出しがないというように御理解をいただければと思う。

そのように予算というのは成り立っている。財政力指数という、市の自主財源がどれだけあるかというのがあるのだが、1が全部自分の税収で賄えるということなのだが、松江市は0.57しかないわけである。そのため、極力一般財源を使わない形で補助金もらったり、いろいろな財源を確保するという取組をしているということである。できるだけ有利な借金、起債を使って一般財源の持ち出しを極力少なくするという取組をしているという理解をいただきたいと思う。

ちなみに、島根県という県は、47都道府県の中で財政力指数は47番目である。全国で一番貧乏な県である。したがって、なかなかの県がいろいろなことをやってくれ

ないのは、そこに要因があるということである。もちろん貧乏だから島根県にはすごく割増制度とか、補助金とか、起債とか、有利な制度がたくさん準備されている。ただし、自前の財源がないということには変わりがないということである。折に触れて、こういう話もさせていただければと思っているため、よろしくお願ひしたいと思う。

前置きが長くなったが、何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをしたいと思う。議第 24 号については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 24 号議案は承認された。

【議第 25 号 令和 4 年度松江市一般会計予算（教育予算）の調製依頼について】

○教育総務課長

議案は 19 ページからとなる。令和 4 年度松江市一般会計予算（教育予算）について松江市長に調製依頼をするものである。

21 ページをお開きいただきたい。21 ページには令和 4 年度予算、松江市の一般会計の令和 4 年度予算の歳出を記載している。

まず、松江市全体の予算額であるが、この表の一番上のところの左側の欄になるが、令和 4 年度当初予算額ということで、一般会計で申し上げますと 1,035 億 7,800 万円となっている。こちらは前年度と比較をすると 54 億 200 万円、率にして 5.5%の増となっている。

それに対して教育委員会所管の予算額であるが、今御覧いただいた欄の 2 つ下のところに、少し濃い網掛けがしてあろうかと思う。令和 4 年度の予算額が 83 億 4,246 万 1,000 円。前年度と比較をすると 12 億 333 万 5,000 円、率として 16.9%の増となっている。

この教育委員会所管の予算額の増額の主な要因であるが、まず、建設事業でいくと、来年度から事業着手を行う総合文化センターの整備費で約 7 億 8,000 万円。それから、東出雲複合施設整備事業費で約 2 億 7,000 万円。それから、公民館の施設改修や整備費、こちらで約 4,000 万円。それから、新たな事業であるが、コロナ感染症対策として、トイレの洋式化などの改修を行う中学校、それから公民館への整備、これがそれ

それで約 4,000 万円ずつの増加となっている。

一方、ソフト事業で見ると、こちらも新しい事業になるが、プラバホールの音楽振興事業費が約 4,200 万円。それから、中央図書館代替サービス事業が約 1,700 万円となっている。

既存の事業で申し上げると、ICT 活用教育推進事業費が約 2,300 万円。児童クラブの運営補助や委託料で約 6,100 万円の増となっている。

次に、事業の概要について説明をしたいと思う。23 ページをお開きいただきたいと思う。課単位で資料をつくらせていただいているため、課単位での説明をさせていただきたいと思う。

まず、教育総務課についてである。学校留守番電話整備事業費については、令和 4 年度から新規に取り組む事業である。学校での勤務時間終了の一定時間以降、学校へかかってくる電話に対して応答サービスを実施するものである。よく民間などであるのが「本日の営業時間は終了いたしました。また明日、改めてお電話をおかけください」みたいな、こういったようなイメージになろうかと思うが、そういった応答サービスを実施するものである。まずは小学校、中学校それぞれ各 1 校をモデル校として試行的に導入してみるものである。

併せて、現在、緊急連絡用の電話というのが準備をされていない状況であるため、各学校に公用携帯の配布を併せてするものである。

その下、揖屋小学校整備事業については、長寿命化計画に基づき、基本設計や実施設計を。その下、湖北地区統合小学校整備事業は、古江・大野・秋鹿の 3 小学校と湖北中を合わせた義務教育学校の整備に向け、基本計画の策定や敷地の測量調査設計を行うものである。

続いて、皆美が丘女子高校についてである。魅力化事業費については、令和 4 年度から普通科において、生徒の進路希望に応じた 4 つのエリアコースが始まるため、大学や専門学校等との連携をより一層進めていく。予算額で見ると、学科改編に伴う整備事業が完了したため、前年度と対比すると大きく減額となっているが、市長部局の令和 3 年度予算で松江市政テレビ広報番組の制作を行っており、授業の様子や 2 月に実施したスサノオマジックの試合前のダンス部のパフォーマンス披露などの部活動の取組を市内外へ広く紹介し、女子高の魅力の PR に取り組んでいる。来年度も引き続き、従来のホームページや女子高だよりだけではなく、テレビやラジオ、市の公式 Twitter

やYouTube など、様々な媒体を使って女子高の魅力を発信し、定員の確保に努めてまいりたいと考えている。

その下、学校教育課についてである。「夢☆未来」学力育成推進事業費は、学力向上支援員、向上支援講師を配置するなど、確かな学力を育成していく。

その下、「夢☆未来」ふるさと・キャリア教育推進事業費は、松江城授業や職業人出前授業、いきいきゲーム、職場体験等を通して、ふるさと教育・キャリア教育を推進していく。

24 ページであるが、ICT 活用教育推進事業費についてである。ICT 支援員による研修・訪問指導などにより、教員の ICT 活用への理解を更に深め、これまでに整備をしたタブレット・電子黒板等を最大限活用し、学力の育成を図っていく。

その下になるが、学校図書館司書配置事業費では、引き続き各学校の図書館に司書を配置し、学校図書館活用教育の推進を図っていく。

その下、生徒指導推進室である。サポートワーカー活用事業費は、サポートワーカーを引き続き配置し、児童生徒・保護者への支援を行っていく。

その下、発達教育相談支援センターについてである。特別支援学級介助員配置事業費及び特別支援教育支援配置事業費は、引き続き介助員や支援員を配置し、子供たちへの支援の充実を図っていく。なお、令和4年度については2名を増員し、更なる充実を図っていく。

その下、生涯学習課についてである。児童クラブ運営委託費は公設児童クラブの指定管理料で、次の25 ページ、児童クラブ運営補助金は、民設児童クラブへの運営補助金である。

その下、東出雲複合施設整備事業費は、支所・公民館・図書館など、5つの機能を持つ複合施設の建設に着手するものである。

その2つ下、総合文化センター整備費は、耐震改修などの安全性の確保と芸術文化活動や学びの拠点として市民に親しまれる居心地の良い環境づくりを行うため、空調設備更新、常設の学習室の整備、トイレの洋式化などの整備事業に着手するものである。この2つの事業とも2年間の工事期間になるが、その1年目の予算額となっている。

その1つ上になるが、プラバホール音楽振興事業費は、プラバホールの臨時休館中に、市民が音楽文化に親しむ機会を創出するものである。

次に、中央図書館である。中央図書館代替サービス事業費は、先般、教育委員会会議の議案でも説明をしたが、中央図書館の臨時休館中にサービスステーションを開設し、代替サービスを実施するものである。

その下、子育て政策課についてである。医療的ケア児支援事業費は、公立幼稚園・幼保園のそれぞれ1園において、令和4年度より医療的ケア児童を受け入れるものである。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策関係経費の主なものを説明する。26ページをお願いしたいと思う。

学校管理課についてである。トイレ改修事業費については、学校トイレの洋式化などの対策を行うものである。

生涯学習課についてである。衛生用品等購入経費は、児童クラブの感染症拡大防止のため、公設及び民設児童クラブに対し消毒液等、衛生用品の購入等の支援を行うものである。

その下、公民館施設改修事業費は、先ほどの学校のトイレ改修事業と同様に、公民館トイレの洋式化などの対策を行うものである。

子育て政策課についてである。衛生用品等購入経費は、公立幼稚園・幼保園で感染症を拡大防止のために使用する衛生用品等を購入するものである。

主な概要のみの説明になって申し訳ないが、説明は以上である。また、都度都度でいろいろな事業の進捗状況等は報告させていただきたいと思う。よろしく願います。

○藤原教育長

説明が終わった。令和4年度の当初予算では、教育委員会所管の予算というのは、先ほど説明があった12億円程度の増額ということである。16.9%ということなのだが、結局これはいろいろなハード整備が動き始めたということであるため、ハードを構うと一見予算が増えたように見えるのだが、教育の中身から言うと、そこまで大したことではないというところではある。

計画通りにいろいろなことを進めていって、しっかり対応したいと思うが、特に今まで着手できなかった学校と公民館のトイレの改修ができるということが前向きな話であるとは思っている。

それから、文化センターが2年間使えなくなるということもあって、先ほどの音楽

振興の予算というのも、そういうのも含めて新たに確保したものである。

それでは、この案件について質問や意見があればお願いをしたいと思います。

○多々納委員

今、説明いただいた先ほどの議第 24 号が補正なのだが、この第 25 号が当初予算で本予算みたいなものか。

○藤原教育長

議決を受ければ。

○多々納委員

これがメインで、令和 4 年度の予算としては、今、説明いただいた議第 25 号が………。

○藤原教育長

その通りである。24 号の補正も、実際にやるのは令和 4 年度であるため、合わせた形でいろいろなことに取り組むという形になる。

○多々納委員

その中で、23 ページの中ほどにある皆美が丘女子高に関する予算なのだが、説明いただいた令和 3 年度の当初予算額は、ハードの整備でものすごい額だったのが、ほぼそれが終わったため、令和 4 年度は当然少なくなっているということである。この事業名が皆美が丘女子高の魅力化事業。学科改編で今年度新しく発足したばかりであるため、魅力を付けるためには、もっといろいろな取組が必要だと思うのだが、その予算はまた別にあるのか。

この予算は魅力を発信するための予算。そのため、これほどの額で良いというような理解でよろしいか。発信するためというだけでは少し寂しいと思う。もっと魅力を付けるための予算を、厳しい中であるが、潤沢とは言わないまでも、この額は今ここに上がっている予算で言えば一番少ない。少し寂しい。

○皆美が丘女子高校事務長

令和4年度は非常に予算額が減っており、魅力化の推進には不足なのではないかという意見だったと思う。令和3年度から学科改編や、カリキュラムを変更しており、来年度には4つのエリアコースがスタートする。

令和3年度の予算については、そういったような教室が不足するため、間仕切り工事という形で、約3千2百万円予算を組み、教室の間仕切り工事、それから備品購入費、あるいは消耗品等、そういったような教育環境の整備費ということで、魅力化の中に盛り込ませていただいた。

女子高の魅力化といっても、これだけではなく、確かに授業を行う上では当然教材費も必要であり、まつえ学などを進めるには人件費も必要である。それから教員採用については、これまでは教育総務課で予算も計上していただいております、いろいろところで女子高の予算が組まれており、この予算費目でいうと少ないが、いろいろな費目があるため、その中で運営をしているというように御理解いただければと思っています。

○多々納委員

これ以外にもいろいろなところからお金が出るという、そういうところで理解してよろしいか。もっと要求されても良いのではないかと考えている。

女子高の経営委員会の委員をさせていただいております、国際コミュニケーション科だと、外国に研修に行く費用が必要なわけであるが、これも個人差、家庭の差があり、なかなか経費がまかなえないというような御家庭もあるかも、ということを伺っている。どこからそういう経費が出ると良いというようなことを個人的に思っていたのだが、個人が研修に行く費用であるため、なかなか市のお金を出すというのは厳しいかもしれない。やはりそれも女子高の魅力であり、やはり魅力化に偽りがあってはいけないため、何とかということをおっしゃったところである。

○藤原教育長

おっしゃるところは間違いのないところだと思う。今、コロナで海外との交流というのが止まっており、そういったところが見えていないというのも1つ要因としてはある。

先般見ていただいた授業の中に、女子高の国際コミュニケーション科でロンドンのALTとウェブでつないで授業をするというようなことをやっていた。今できることは、新しい取組をいかに市民の皆さん、それから生徒の皆さんに発信していくかということだと思っており、この点については市長もとても前向きにいろいろなことに取り組んでいただいております、市長のところにそういう女子高の活動を報告するという形を今年度はたくさんつくった。

そうすると、そこでマスコミがついてきます。そうすると、市長が生徒たちとやり取りしているところがしっかり市民の皆さんの目に触れる。ひいては女子高を目指してくれる中学生にも目に触れるというような取組を、要はお金のかからない取組を今年は一生涯懸命やってきた。

先ほどの市の広報としては秘書広報課というところの予算であるが、テレビ番組があり、女子高のために1本分を引っ張ってきて、今番組をつくってもらっている。30分番組であるため、やがてお披露目できると思うが、こういう広報番組をつくると、著作権が松江市にあるため、いろいろなところでまた見ていただくというようなこともできている。これは令和4年度も市の広報番組であったり、もちろん市報であったり、それから新聞広報など、いろいろな予算がほかのところにもあるため、しっかり引っ張ってきて、女子高の魅力を対外的にアピールできるようにしていきたいというように思っている。

御理解をいただくよう、よろしくお願いします。

○皆美が丘女子高校校長

御質問いただき、感謝する。新しい取組をどんどん進めようとしている。いろいろな市の部署が、お金のこともそうなのだが、例えば観光のことであるとか、環境のことであるとか、そういうところでいろいろ気をかけていただいて、今までよりも松江市そのものとの学びの連携というか、それが今進んでいるというような実感を持っている。

そのため、お金は多いに越したことがないと私は思っているが、そういう形で様々な形で支えていただいているというところで、学校の魅力化をこれからどんどん進めていきたいし、発信していきたいというように思っている。

本当に御質問いただき、感謝する。

○多々納委員

まっえ学がそういう目的である。ぜひ積極的にやっていただければと思う。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○原田委員

医療的ケア児支援事業費のところなのだが、これが新規事業ということで、今まで医療的ケア児というのはおられたと思うのだが、今まではどうされていたのかということと、新規事業になった経緯があれば教えていただきたいのだが。

○子育て部次長（子育て政策課長）

医療的ケア児についてであるが、今までは障がい児の通所施設である児童発達支援センターを利用されていたり、それから幼稚園に通っていても、胃ろうの時間になるとおうちに帰られたりとか、短時間の利用をしていらっしやった。保護者の方から「幼稚園や幼保園に通わせたい」という御希望があり、医療的ケアのできる看護師配置に向けて関係機関と調整をし、この辺が整ったため4年度から新たに受け入れを始めるものである。

○原田委員

今後、希望される方も増えるかもしれないので、受け入れられるところがあれば受け入れていただきたいと思って質問させていただいた。

○藤原教育長

法律の改正があった話も少し教えていただけるか。

○子育て部次長（子育て政策課長）

令和3年の6月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律というのが公布をされ、去年の9月18日に施行になっている。この法律の中では、保育所におけ

る医療的ケア・その他の支援をするということが義務付けられている。こういった法律の後押しもあり、今回実際に受け入れるという状況になっている。

以上である。

○藤原教育長

そういう経過があり、人件費等についても国が予算措置をするというようなこともあった。以上である。

ほかに何かあるか。

………質問・意見なし………

それでは、お諮りをしたいと思う。議第 25 号については、承認することとしてよろしいか。

………異議なし………

それでは、議第 25 号については承認された。

先ほど説明の際にあったように、進捗状況については逐次委員会で報告を申し上げたいと思うため、どうぞよろしくお願いをする。

【議第 26 号 教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行について】

○教育総務課長

議案は 27 ページからである。

本議案については、この度の松江市議会定例会に提出される松江市事務分掌条例の一部を改正する条例による組織再編に伴い、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務を受任及び補助執行する職員について変更協議があり、変更することに同意する旨を回答するものである。

協議書については 29 ページである。協議内容については、受任する職員を総務部長から市民部長へ、補助執行する職員を総務部長及び総務部の職員から市民部及び市民部の職員への変更である。なお、地方自治法第 180 条の 7 では、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長と協議して市長の補助機関である職員等に委任・補助執行させることができる旨が規定をされている。

この度協議が必要となる教育委員会の権限に属する事務は、社会人権教育に関すること、学校人権教育に関することであり、事務分掌としては、人権施策に関すること

である。

議案の 31 ページから松江市事務分掌条例の一部を改正する条例案があるが、この条例案については、改正後が左側の欄、改正前が右側の欄となっている。

人権施策に関することについては、まず、改正前のものを御覧いただきたいのだが、32 ページを開きいただき、32 ページの上のところ、総務部（6）「人権施策に関すること」、これが改正前であるため現状である。改正後については 33 ページ、こちらの左側の上のところ、市民部（4）「人権施策に関すること」と、総務部から市民部へ「人権施策に関すること」が移管をするという改正案が提案されることとなっている。

この改正案については、多様化する人権問題に対応するため、男女共同参画に関する事務を所管している市民部に移管し、一体的な推進を図るものである。

本議案第 26 号にて変更協議の同意が承認され、松江市事務分掌条例の一部を改正する条例案が可決された上は、3 月に開催される教育委員会会議において、松江市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正案をお諮りする予定としている。

説明は以上である。よろしく願います。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

先ほどの 31 ページを御覧いただきたいと思う。ざっくりした全体概要であるが、改正後・改正前という形で書いてあるが、政策部はもう本当に政策調整や意思決定に特化した形になるため、すごくコンパクトになる。今まで各支所の所管も政策部であったが、これが市民部に移る。そういう政策の機能に特化するということになっている。

それから、あとは名称をシンプルにして、何をしているかを分かりやすくするというのが 1 つの趣旨である。

それから、大きな見直しは、31 ページの左側にある文化スポーツ部というのが新設されるということである。これは文化やスポーツ、スポーツはシンプルにスポーツ課というのがあるのだが、文化に関しては 6 つぐらいの部に分かれて所管をしていた。これは昨年度、文化の条例をつくったときに、文化の組織についての統一ということはずっと議論してきた。それを見直すために、今度、文化スポーツ部という新しい部

ができて、文化政策・文化行政については一元化を図るということになる。

それから、これまで福祉部、健康部、子育て部と福祉は3部あったのだが、今回は福祉部と健康部を一緒にして健康福祉部ということで、福祉については子育て部を残して2つの部になったということである。

それから、環境エネルギー部という、今まで環境保全部といていたが、これは名称を変えたことと、一番大きなのは再生エネルギーの所管をここに持ってきたというところが大きな変更点である。

それから、もう1つ大きな変更は、歴史まちづくり部というのがこれまであった。それに併せて都市整備部というのがあったのだが、歴史まちづくり部という部を解体して、いわゆる歴史文化に関するところ、先ほどの新しい文化スポーツ部に移管をして、都市整備に関する部分は従来の都市整備部の中に入れ込んでいくという改正をしたため、こういう形になったというのがざっくりした今回の組織改編ということである。

市長が変わると、やはり独自色を出すということで、こういう形で大胆な組織変更が行われるということである。今回がそのタイミングだったということであるため、そういう御理解をいただければと思う。

それでは、お諮りをしたいと思う。議第26号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第26号については承認された。

【議 27 号 松江市立学校スクールバスの運行に関する規則の制定について】

○学校管理課長

議案の41ページを御覧いただきたい。そこの中ほどから詳しく書いてあるが、まず、制定の趣旨である。そこにも掲げたとおり、本市のスクールバスの運行については、今日に至るまでスクールバス専用の規則が定まっておらず、委員会事務局でその都度決裁によって管理・運行を行ってきたところである。

そうしたところ、昨年を例に例えると、近年頻繁に起きる災害、それに伴う急な休校、場合によっては夏休みや冬休みの期間が変わったりすると、契約を取り交わして運行させているため、都度決裁であると、何をもってスクールバスを運行しているか

という点が非常に脆弱で機動性が乏しいという問題があったわけである。

そこで、今後そうした問題点をきちんと解決させていただきたいという考えに至り、この度規則の制定をお願いさせていただこうとするものである。

バス運行の考え方としては、「災害等の緊急対応」、また登下校の運行に支障を及ぼさない範囲での「校外学習への活用」など、通学手段としてのバス運行を第一としながらも、大切な財産であるスクールバスをフレキシブルに取り扱えるよう、そして規則できちんとしておく、というものである。

2 番目の制定内容は、スクールバスの運行及び管理に必要な事項を定めようとするものである。

施行期日は、お認めいただければ本年 3 月 1 日からである。

めくっていただき、詳しく規則を御覧いただきたいと思います。第 1 条は制定の内容であり、前ページの制定内容と同じである。第 2 条は運行対象校であり、大きく 4 地域のエリアに分かれ、6 つの小中学校にスクールバスを運行させている。

運行路線は、なかなか分かりにくいので、別紙で資料を付けさせていただいている。A4 横の図面を御覧いただきたい。

1 枚目の左。古江小学校への通学のバスを運行させており、旧長江小学校から古江小学校との往復をしている。

2 つ目は秋鹿地区である。秋鹿小学校と日本海側の六坊のほうから発着をさせている。この 2 つの路線は、東西と南北という違いはあるが、発着が直線的である。

めくっていただき、ここから少し複雑になる。島根地域のスクールバスである。この路線は、大きくいうと二手になる。図面向かって左側、路線的には短距離で、これが楡木方面である。大芦の方面だと思っていただければ良く、島根小中学校から、図面の真ん中寄り、大芦公民館を経由し、楡木に向かい、海の方へ出ていく形で運行している 1 路線と、もう 1 つは島根小中学校を起点として、図面でいうと向かって右側、沖泊や野井といわれる方面が 1 路線である。図面の左右で 1 路線ずつ、それぞれに 1 台ずつ運行させているため、今年度までは 2 台で運行しているが、新年度からコミュニティバスが小さくなり、乗合いができないため、朝だけ、新年度から 3 台体制で走らせたいと考えている。

めくっていただいて 4 枚目、美保関である。美保関は、一番左下に凡例を付けている通り、路線数でいうと 5 つある。学校は万原に美保関の小学校・中学校、図面でい

うと左下になる。美保関バスターミナルに向かって子供たちが発着点から出かけ、帰っていくということになる。

旧美保関町エリアであり、なかなか広く、スクールバスの中でも路線延長が長く、オ・軽尾線などは片道で20km超えるような距離を走らせている。

これが4地域でスクールバスを走らせている現状であり、車両数は、古江・秋鹿がそれぞれ各1台、島根が新年度から3台、美保関エリアは13台で運行する予定である。

第3条、利用対象者は4km、6kmと記している。これは1つの目安であり、学校が目と鼻の先のスクールバス乗車を避け、定員のこともあるため、適正な距離としての目安というのを設けさせていただくもので、国の定めている「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担法に関する法律施行令第4条第2項」に基づいて表現させていただいているということである。

第4条、利用料金である。スクールバスであるため、「徴収しない」ということは、いわゆる「無料」ということである。

第5条は、目的外使用である。一義的にはスクールバスであるため、通学のためが大前提であるが、登下校に支障をきたさない範囲でバスを有効利用していくという視点も必要と思われるため、教育委員会が特に必要と認めたとき、課外授業や災害時に、臨機応変に判断して走らせなければならない。こうした考えが特に必要と感じているため、お願いするものである。

第6条、第7条の運行計画や管理委託はこれまで通りであるため、これまでと変わったことはないが、競争入札によって運行会社が決まるため、その時々適切な業者が決定されるものと考えている。

第8条は不測の事態に備えた条項である。

駆け足な説明ではあるが、審議のほどお願いする。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

○塩川委員

初めてスクールバスの運行に関する規則ができたということで、画期的ではないかと思う。今までなぜなかったのかと思うわけであるが、こうやって規則を制定され、

児童生徒の安心安全な通学ができるよう、よろしくお願いしたいと思う。

また、初めて制定されたということで、まだまだ状況に応じてというか、実態に応じていろいろ改正をすべきところがあるかと思うので、その都度改正し、実効的、有効的な運行となるようよろしくお願いしたいと思う。

○藤原教育長

児童生徒の数が減っているということにイコールなのだが、統合することによって広域通学というのが出てくると、当然スクールバスの問題が出てくる。ただし、市内の交通事業者も職員がいないため、スクールバスを走らせるといっても、先ほどの応札がない場合もあるわけである。その辺りも十分考えながら、この路線というのは考えていかなければいけないということ。

それから、美保関は分かりやすいのだが、当然だが学校は同じ時間に始まるため、美保関は浦々から始業時間に合わせて一斉にバスが走ってくる。したがって13台という多くのバスを。13台バスを動かそうと思えば、13人の運転手が必要である。当然なのだが。そういったところが経費が増大してきたり、安定的に運行していくこと、運転士の確保の問題も含めて、この問題は非常に難しい問題でもあるということを御認識いただきたいというように思う。

ただし、先ほどあったように、規則なしでどうやって走っていたのかというところを改正したということであるため、今回はそういう御理解をいただければというように思う。

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをしたいと思う。議第27号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第27号については承認された。

6 その他報告【3件】

○藤原教育長

本日、その他報告が3件提出されている。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【その他報告（1） 専決処分の報告について（令和 3 年度松江市一般会計補正予算（第 10 号）（教育予算））】

○生涯学習課長

43 ページ、議会の委任による専決処分の報告について説明をする。

本報告については、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和 4 年 1 月 14 日に令和 3 年度松江市一般会計補正予算（第 10 号）について専決処分を行ったものである。

45 ページをお願いします。歳出であるが、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費については、国の令和 3 年度補正予算（第 1 号）に呼応し、放課後児童健全育成事業を行う事業所で働く放課後児童支援員や補助員等の賃金改善を実施する児童クラブに対して補助を行うものであるが、国の補助要件として、令和 4 年 2 月からの賃金改善ということが必須条件であったため、専決処分としたものである。

その特定財源は、下の段の歳入に記載をしているが、国の補助、保育士等処遇改善臨時特例交付金を活用するものである。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

通常であれば、当然議会を開いて予算の関係であるため、承認をいただいてやるべきであるが、先ほどあったように、「2 月 1 日から改善しなさい」ということであったため、議会を開く暇がないということで専決処分で実施させていただいたものである。

それでは、その他報告（1）については以上とする。

【その他報告（2） 松江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について】

○生涯学習課長

それでは 47 ページ、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正について説明をする。

まず、改正要旨であるが、放課後児童クラブにおいて、利用者の少ない時間帯又は曜日に2つ以上の支援の単位を合わせて運営する際の職員配置基準を緩和するものである。

まず、現状の説明を少しさせていただくが、児童福祉法の規定により、児童クラブの設備及び運営については、市町村が条例で基準を定めなければならないこととされている。現条例では、保育士や教員免許を持っている方、又は児童クラブでの勤務年数が2年以上ある方が、県の実施する所定の研修を受講した有資格者、この有資格者を放課後児童支援員と言っているが、この支援員を支援の単位ごとに2名以上配置することとしている。

なお、支援の単位ごとの受け入れ人数については、安心安全な事業運営のため、40人以下を基準としているため、学校区によっては複数の支援の単位を運営している校区もある。

そのように複数の支援の単位を運営する校区においては、延長預かりの時間であるとか、土曜日など受入児童の少ない場合には合同で運営を行うことがあるという実態がある。

このような実態を踏まえ、改正内容であるが、四角で囲っている支援の単位ごとに2人以上の職員、放課後児童支援員を配置するという原則については変更はない。ただし、先ほど申したように、複数の支援の単位が合同支援をする場合の職員配置を支援の単位ごとには1名以上と緩和をし、合同支援全体として2名以上を確保するということとする。

このことで安心安全な事業運営を確保しながら、効率的な人員配置を可能とするものである。

条文の具体については、48 ページの新旧対照表を御覧いただきたい。第10条第2項の2行目、括弧の中の条文を追加するものである。

施行日は令和4年4月1日である。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。先ほどから支援の単位という言葉が出ているが、これは例えば同

じ地区内でも第1児童クラブ、第2児童クラブ、そういう意味である。場所が分かれているため、それぞれに配置していたのを合同でやるときは人数を少なくしても良いという話である。

この件について何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告(2)については以上とする。

【その他報告(3) 令和4年度松江市立皆美が丘女子高等学校入学者選抜の志願状況について】

○皆美が丘女子高校事務長

議案は49ページである。

まず、1番の推薦選抜の結果であるが、試験は去る1月18日、本校において実施した。普通科は入学定員90人の約25%にあたる22人の推薦定員に対し、志願者が21人。そして今年で2年目の募集となった国際コミュニケーション科は、入学定員30人の40%にあたる12人の推薦定員に対し、志願者が3人。合計すると、昨年度より1名増の24人が志願し、全員を合格内定とした。

続いて2番の一般選抜の志願状況である。これは2月1日現在の出願締切時点での数値であるため、志願変更後にまた変更になる可能性がある。普通科は入学定員から推薦選抜の合格内定者を除く69人が募集定員であり、これに対して志願者数が53人、競争率は0.77倍となっており、昨年度より0.26ポイントマイナスとなった。

一方、国際コミュニケーション科は、入学定員から推薦選抜の合格内定者を除く27人が募集定員であり、これに対して志願者数が21人、競争率は0.78倍で、昨年度より0.51ポイントアップした。

トータルでは、募集定員96人に対して志願者数74で0.77倍となり、競争率は昨年度より0.05ポイントマイナスとなった。

国際コミュニケーション科については、昨年度は改編して初めての入学者選抜だったが、コロナ禍の影響で、各中学校へ出向いての説明がすべて中止となり、十分な説明ができなかったこともあり、志願者数に大きな影響があったと思っている。

今年度は中学校へ出向いての具体的な説明やオープンハイスクールで、高校での学びや将来の進路の見通しなどを丁寧に行ったこともあり、国際コミュニケーション科

の志願者数の増につながったのではないかと思います。

今後も魅力あるカリキュラムや教育活動を実施するとともに、先ほど予算説明で教育総務課長が説明した通り、様々な媒体を活用して積極的に情報発信を行い、生徒や保護者の皆さんに皆美が丘女子高を選んでいただけるよう努力してまいりたいと思っている。

それから参考までに、3 番目に過去の一般選抜の競争率を掲載しているので、御覧いただければと思う。

続いて、4 番目の入学者選抜関係の日程であるが、志願変更の受付が本日の 17 時までとなっている。本日のところで一般選抜の志願者数が確定するが、公表はまだ先になる。

それから、3 月 3 日が学力検査、3 月 11 日が合格発表、そのあと 2 次募集を行い、3 月 23 日に 2 次募集の合格発表という日程になっている。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

○原田委員

今年はオープンスクールができたということだったのだが、何人ぐらい来られたか分かるか。

○皆美が丘女子高校事務長

今年は 148 名の保護者さんと生徒さんがおいでになられた。

○原田委員

合わせてか。

○皆美が丘女子高校事務長

その通りである。

○原田委員

生徒は必ず親子で来ているのか。この人数は保護者も合わせてか。

○皆美が丘女子高校事務長

生徒だけの場合もある。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○金津委員

先ほどの予算のところで、県外からの志願者獲得を目指すみたいなのが書いてあったと思うのだが、県外からの志願者とか、実際に入学される方、この間視察させていただいたときにひょっとしたらそういう話があったかもしれないのだが、どのような感じなのか。

○皆美が丘女子高校事務長

ここ近年は県外からの入学者はなかった。過去、年度がうろ覚えなのだが、1名、2名県外からの入学者も実績があったように記憶している。

○金津委員

ぜひ獲得を目指して頑張っていただきたいと思うのだが、これからどこのエリアに狙いを定めたりされるのか。

○皆美が丘女子高校事務長

まずは中国四国圏内というところで、近いところから募集を考えている。

○原田委員

女子高に寮はないのか。

○藤原教育長

ない。

○原田委員

予定もないのか。

○藤原教育長

ない。

○塩川委員

今年度の志願状況を説明していただいたのだが、特に2年目を迎える国際コミュニケーション科の志願者が飛躍的に伸びている。先ほど説明があったように、学校のいろいろな努力というか、取組の成果が表れているのではないかと思います。志願変更が今日までということであるが、更に増えることを期待している。

視察させていただいた今の1年生、国際コミュニケーション科の12人の生徒たち、頑張っていたと思うのだが、本当に基礎をつくるというのがとても大変なことだと思うので、今の1年生、そして新入生とともにしっかり頑張っていたきたいと願っている。

○藤原教育長

国際コミュニケーション科については、校長先生が自らセールスに回っていらっしゃるため、来年はより良い数字になるものと思っている。

ほかに何かあるか

……質問・意見なし……

それでは、その他報告(3)については以上とする。

7 次回教育委員会会議の予定

【令和3年度第13回教育委員会会議】

日時：3月29日(火) 10:00～

場所：教育委員会室

8 その他

○藤原教育長

事務局から何かあるか。

……………特になし……………

9 閉会宣言（藤原教育長）